

犬山市住宅用火災警報器取付け等支援実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅用火災警報器の普及を図り、もって火災から高齢者及び障害者（以下「高齢者等」という。）の生命、身体及び財産を守るため、自ら住宅用火災警報器を設置することが困難な高齢者等の世帯に対する住宅用火災警報器の取付け又は取替え（以下「取付け等」という。）の支援（以下「支援」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 支援の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、犬山市内において、次に掲げる者のみで構成されている世帯に属する者とする。

- (1) 65歳以上の者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者
- (3) その他消防長が自ら取付け等を行うことが困難であると認める者

(支援の内容)

第3条 支援の内容は、犬山市火災予防条例（昭和37年4月2日犬山市条例第13号。以下「条例」という。）第29条の4に規定する住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準（以下「基準」という。）に従い、支援対象者が居住する住宅に次の各号のいずれかの取付け等を行うこと（電気工事を伴うものを除く。）とする。

- (1) 住宅用火災警報器が取り付けられていない住宅又は取り付けられている住宅用火災警報器が基準を満たしていない住宅に住宅用火災警報器を新たに取り付けること。
- (2) 取り付けられている住宅用火災警報器に経年劣化、破損等がある場合に新しい住宅用火災警報器に取り替えること。
- (3) 取付け作業は無償とする。

(支援の申込み)

第4条 支援対象者は、支援を受けようとするときは、住宅用火災警報器

取付け等支援申込書（様式第1）を消防長に提出するものとする。

2 前項の申込みは、代理人により行うことができる。

3 共同住宅、借家等の持ち家以外の住宅に居住している場合は、住宅用火災警報器の設置について当該住宅の所有者又は管理者から承諾を得ること。

（支援の決定）

第5条 消防長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査するとともに、支援対象者が居住する住宅において、住宅用火災警報器を取り付ける場所等を確認し、支援が可能であると認めるときは、住宅用火災警報器取付け等支援決定通知書（様式第2）により申込者に対して支援の決定を通知するものとする。

（支援の条件）

第6条 支援の決定に当たっての条件は、次のとおりとする。

(1) 支援に係る住宅用火災警報器、ねじその他住宅用火災警報器の取付け等に必要な物については、支援対象者があらかじめ用意すること。

(2) 支援に際しては、支援対象者又はその代理人が立ち会うこと。

（支援の実施）

第7条 消防長は、支援の決定をしたときは、支援の決定を受けた者（以下「支援決定者」という。）に対し、支援の実施の方法等を説明した上で、支援を実施するものとする。

2 消防長は、支援を実施したときは、住宅用火災警報器取付け等支援実施報告書（様式第3）により消防長に報告するものとする。

（支援の決定の取消し）

第8条 消防長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援の決定を取り消すことができる。

(1) 支援決定者が第6条各号に規定する条件に従わないとき。

(2) その他消防長が必要と認めるとき。

（免責）

第9条 市は、支援の過程において生じた建物等の損害、支援後に発生し

た住宅用火災警報器本体の不具合等に関し、賠償の責任を負わないものとする。

2 支援後に発生した火災その他の災害により支援対象世帯に被害が発生したものに対し、賠償の責任を負わないものとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。